

令和7年度

## 茨城町放課後児童クラブ入会のご案内

### ★★放課後児童クラブとは★★

保護者の労働や病気療養中等により、家族が昼間家庭にいない児童のために、放課後適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図ることを目的としています。



茨城町 保健福祉部 こども課

電話 029-240-7144

※このご案内の内容は令和6年10月時点のものであり、変更となる場合があります。

## ～ 目 次 ～

- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 1. 入会基準及び対象児童について           | … P3  |
| 2. 児童クラブの概要                 | … P4  |
| 3. 保護者負担金等について              | … P5  |
| 4. 申込方法                     | … P6  |
| 5. 申請から決定までの流れ              | … P7  |
| 6. よくあるご質問【Q&A】             | … P8  |
| 7. 【記入例】入会申請書               | … P9  |
| 8. 【記入例】緊急連絡先（優先順）及び健康調査票   | … P10 |
| 9. 【記入例】放課後児童クラブ利用申請書（添付書類） | … P11 |
| 10. 【記入例】就労証明書（児童クラブ入会用）    | … P12 |



# 1. 入会基準及び対象児童について

## ■ 入会基準

保護者が以下のいずれかの理由で児童をみることができない状態にあり、かつその他家族（祖父母等）も同様の状態の場合に限ります。

(1) 常時働いている場合

(2) 保護者が病気療養中等で児童をみることが困難な場合

（その事由が発生している期間のみ入会可）

(3) 妊娠、出産（産前8週、産後8週）※育児休暇中は入会不可

(4) 同居の親族を常時介護、看護している場合

(5) その他保護者が放課後児童をみることができないと認められる場合

## ■ 対象児童

小学校1年生から6年生までの児童

※応募人数が定員を超過してしまった場合、原則として低学年（1年生から3年生）から優先して受入れを行います。ご了承ください。

## ■ 入会期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※年度途中での退会や入会申請も可能です。

随時入会については原則として定員に空きがある場合のみとなります。

入会を希望する月（日）の10日前までに申し込んでください。

※長期休み期間（夏、冬、春休み）のみの利用申請も可能です。

## 2. 児童クラブの概要

### ■ 児童クラブ一覧

児童クラブ名	開設場所	電話番号	定員数
長岡児童クラブ	長岡小学校1階 西側教室	029-291-1375	70人
葵児童クラブ	葵小学校敷地内 専用室	029-291-2530	70人
大戸児童クラブ	大戸小学校敷地内 専用室	029-291-0118	70人
青葉児童クラブ	青葉小学校敷地内 専用室	090-1036-6122	130人

### ■ 開設日時

開設日	開設時間
授業日平日（月曜日から金曜日まで）	放課後～午後6時30分
土曜日、長期休暇（夏、冬、春休み）	午前7時30分～午後6時30分
県民の日、学校行事等による振替休日	
気象警報（大雨、洪水、暴風等）が発令され 学校が休校となった日 ※但し、災害級の大雨や台風の場合は開設し ないことがあります。	

### ■ 開設をしない日

日曜日、祝日、運動会等土曜日の学校行事の日

8月13日～8月16日（お盆期間）

12月29日～1月3日（年末年始期間）

その他町長が特に必要と認めた日

### 3. 保護者負担金等について

- 保護者負担金については、4月1日現在の市町村民税の課税状況により決定いたします。  
(途中入会の場合は入会月の課税状況での決定となります。)
- 料金の納付方法については、口座振替又は納付書支払いになります。  
(口座振替については指定の金融機関に申込用紙を提出する必要があります。)
- 負担金は兄弟姉妹利用や課税状況などにより減免が適用されます。  
減免が該当になる場合は、申込時及び該当となった時点で免除申請書を必ず提出して下さい。
- 月途中で入会した場合及び月途中で退会する場合でその月の10日までに「退会届」が提出された場合は、日割り計算が適用されます。  
但し、1か月のうち20日以上利用した場合は1か月分の負担金を徴収します。

#### 【基本額】

利用形態	金額	備考
平日のみ利用	月額 6,000円	
平日＋土曜日利用	月額 8,000円	
8月	月額 +4,000円	
土曜日一時利用	日額 500円	翌月負担金に上乗せして請求

#### 【兄弟姉妹利用第2子、非課税世帯】

利用形態	金額	備考
平日のみ利用	月額 3,000円	
平日＋土曜日利用	月額 4,000円	
8月	月額 +2,000円	
土曜日一時利用	日額 500円	翌月負担金に上乗せして請求

#### 【兄弟姉妹利用第3子以降、ひとり親かつ非課税世帯】

利用形態	金額	備考
平日のみ利用	月額 0円	
平日＋土曜日利用	月額 0円	
8月	月額 0円	
土曜日一時利用	日額 500円	翌月負担金に上乗せして請求 (ひとり親かつ非課税世帯は0円)

#### 【その他】

- 入会に伴い、傷害保険に加入します。1人800円を納付していただきます。(全員)  
途中退会した場合でも返金はありませんのでご了承ください。
- おやつ代等として月額2,000円程度を児童クラブごとに徴収いたします。

## 4. 申込方法

### ■ 受付期間

令和7年1月9日（木）～1月23日（木）（※土日祝日は除く。）

受付期間を過ぎた場合は、二次受付として取り扱いますのでご注意ください。

### ■ 受付場所

茨城町役場 こども課（総合福祉センター「ゆうゆう館」内）

### ■ 受付時間

午前8時30分～午後5時15分

1月15日（水）、22日（水）は午後7時まで受付

### ■ 申請に必要なもの

- ①児童クラブ入会申請書
- ②緊急連絡先（優先順）及び健康調査票
- ③放課後児童クラブ利用申込書（添付書類）
- ④就労証明書（児童クラブ入会用）

就労証明書については、事前に勤務先に依頼をして頂き、受付期間内に入会申込書等と一緒に持参できるようにして下さい。自営業の方はご自身で作成して下さい。

同居する祖父母（65歳以上は除く）も提出が必要です。

ただし、下の子が保育園や認定こども園入園のため、令和6年度にこども課へ就労証明書を提出しており、かつ変更がない場合は就労証明書の提出を省略できます。

#### ⑤入会理由が妊娠出産、病気、介護等の場合

母子健康手帳、診断書、身体障害者手帳等の写し

#### ⑥放課後児童クラブ保護者負担金免除申請書（該当する場合）

※令和6年度市町村民税非課税世帯のうち保護者負担金免除を希望する方で、下記のいずれかに該当する場合は非課税証明書を添付して下さい。

- ・茨城町に住所がなく町外地域から通学する場合
- ・令和6年1月1日以降に茨城町へ転入した場合（前住所地で交付を受けて下さい。）

※いずれも保護者全員分（同居する祖父母（65歳未満）を含め）が必要です。

※①②③は児童1人につき1部必要です。

### ■ 申込方法

申込用紙全てに必要な事項を記入のうえ、受付期間内にこども課窓口へ提出して下さい。

## 5. 申請から決定までの流れ

### 申請書類の作成

◎以下の方法で申請書を入手することが可能です。

- ①町こども課（窓口にて配布）
- ②町HP→「児童クラブ」で検索→入会申請書等をダウンロード
- ③今年度すでに児童クラブを利用しており、来年度も継続して申請する場合  
→各児童クラブで配布



令和7年1月9日（木）～23日（木）まで 申請書受付期間

※必要書類についてはP6を参照下さい。



令和7年3月上旬 決定通知書の送付

◎審議の結果児童クラブ入会が決定された場合、以下の書類を送付します。

- ・児童クラブ入会決定通知書
  - ・茨城町放課後児童クラブ利用のご案内
  - ・スポーツ安全保険のしおり（入会の際全員に加入頂きます。）
  - ・スポーツ保険払込納付書1枚（金額800円/年額）
- ※納付書に記載されている金融機関に期限までにお納め下さい。



令和7年3月中旬頃 児童クラブ利用説明会（予定）



令和7年4月 利用開始



## 6. よくあるご質問（Q & A）

**Q. 早く申込みをすれば、児童クラブに入会しやすくなりますか？**

A. 児童クラブの利用決定は先着順ではありません。締切日までに申込をされた方を対象に、利用条件の確認及び児童の学年を考慮した上で決定を致します。

**Q. 兄弟姉妹で利用申込をした場合、両方入会することができますか？**

A. 定員を超えて申請があった場合、低学年（1年生～3年生）の入会を優先するため兄弟姉妹での申請者においては、高学年の児童が入会できないことがあります。  
定員内での申請の場合は、入会することが可能です。

**Q. 月に数回しか利用しなかった場合でも負担金は定額支払わなくてはいけないのですか？**

A. 月額負担金については、利用の実状に応じて割引することはありません。  
退会、一時休会をしない限り、日割の金額にはなりませんのでご了承下さい。

**Q. 児童クラブの利用を辞めたいがどのようにすればよいですか？**

A. 当該月の10日までに退会届を提出して下さい。（10日が休日である場合は翌日まで）当該月の利用日数が20日未満である場合、負担金は日割での請求となります。  
20日以上利用日数の場合は、満額の請求となります。

**Q. 長期休暇のみの利用を検討していますが、どのようにすればよいですか？**

A. 夏休みの利用申請については、6月中旬にかけて案内文書（募集人数については、通年利用児童の一時休会の人数により決定します。）を学校経由で通知します。  
通年利用児童の一時休会人数が少ない場合は、募集をしないことがあります。  
冬休みと春休みのみの利用については、直接こども課までお問い合わせ下さい。

**Q. 負担金の減免制度について教えてください。**

A. 基本料金については、P5に掲載している通りです。自分が減免対象かどうか分からないときはお問い合わせ下さい。  
流れとしては、入会申請の際に何らかの減免要件に該当していた場合、申請書を記入して頂き、後日入会決定通知書と共に、減免決定通知書を送付致します。  
減免の対象期間については減免事由の消滅が発生しない限り、毎年4月～翌年3月の1年間となります。

**Q. 年度途中で所得の修正申告をして課税状況が変わった場合、負担金に影響しますか？**

A. 負担金額が変わる場合がありますので、速やかにこども課にご連絡下さい。

**Q. 児童クラブの利用申請をしていないが、突発的な事情により緊急の一時利用は可能ですか？**

A. 当町の児童クラブでは利用者以外の一時利用の申請受付はしておりません。

**Q. 新一年生ですが、いつから児童クラブを利用することができますか？**

A. 年度初めより在籍とみなしますので、利用開始日は4月1日より可能です。